共同親権 判断基準が焦点

民法改正案閣議決定

DV巡り根強い慎重論

離婚後も父母双方に親権を認める「共同親権」導入を柱とする民法などの改正案が8日、閣議決定された。共同親権を巡っては、改正案の元となる要綱案を策定した法制審議会（法相の諮問機関）でも議論が白熱。部会では積極派と慎重派の間の溝が埋まり切らず、要綱案取りまとめで一部が反対に回るなどしており、国会でも、共同親権を認める際の判断基準などが焦点になりそうだ。（宮野佳幸）

＝1面参照

家裁の体制整備も課題

法制審の家族法制部会は令和3年3月に初会合を開き、6年1月に要綱案を取りまとめた。約3年がかりの議論の大半が費やされたのが、共同親権導入の是非だった。

現行の民法は婚姻中は両親ともに親権を認めるが、離婚後は一方にのみ認めており、離婚後の共同親権導入の是非が法制審に諮問されていた。

部会では、導入積極派が大勢を占めたものの、ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待を懸念する一部委員は慎重論を展開。導入されれば、別居中の親が子育てに関わるのと並行し、相手へのDVや子供への虐待が続く恐れがあるとの懸念が表明された。

議論を受け、改正案では、両親の同意で共同親権が導入できるとする一方、同意がなく、DVや虐待などの恐れがある場合は単独親権とするよう明記した。

今回の法案では、共同親権の場合でも、DVから避難などに関しては単独での親権行使を認める条項も設けられたが、一部委員は定義が曖昧として要綱案の段階で反対。同意がない場合に単独親権か共同親権かを判断する家庭裁判所の機能拡充を求める提案も含め、要綱案では「異例」（大村敦志部会長）の付帯決議が付けられた。

部会で焦点となった家裁が共同親権を判断する際の基準や、家裁の体制の整備は、国会でも議論の対象となりそうだ。

国会では野党だけでなく、与党にも慎重な議論を求める声があり、与野党の重鎮を交えた勉強会も開かれている。勉強会に参加した自民党議員は「勉強会での議論を国会などにも生かしたい」としている。

小泉龍司法相は8日の閣議後記者会見で「国民に立法趣旨と中身を理解してもらい、必要な議論を重ねたい」と述べた。

共同親権導入を巡る動き

平成23年	虐待防止のため親権制度の一部を見直す改正民法成立。付帯決議で共同親権検討を求める
令和3年2月	法相が法制審議会に共同親権導入を含む離婚後の家族法制の見直しを諮問
3月	法制審の家族法制部会が初会合
6年1月	法制審部会が共同親権を導入する要綱案を取りまとめ
2月	法制審が小泉龍司法相に要綱を答申
3月	共同親権導入を含む民法などの改正案を閣議決定
～8年	今国会で改正案が成立すれば施行

共同親権のイメージ

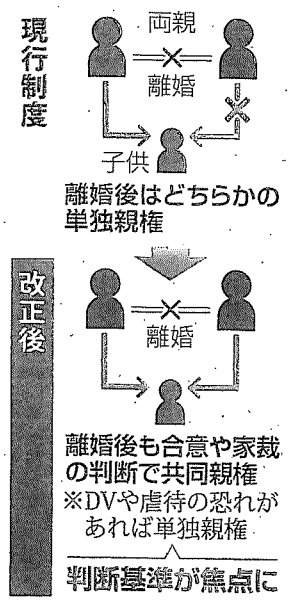

離婚後の子育て整備

- 両親の養育責務明記
- 最低限の養育費設定
- 審判中の交流を促進

民法などの改正案では共同親権導入の是非が注目されているが、婚姻関係にかかわらず両親が子を育てる責務を明記し、養育費の支払いや親子の交流を促す制度の創設などにも踏み込んでおり、離婚後の子育て環境の大きな転換点となりそうだ。

厚生労働省が令和3年度に実施した調査によると、子と別居中の親が同居中の親に支払う養育費が実際に支払われるのは母子世帯で28・1％、父子世帯では8・7％。親子の交流が実施されるのは母子世帯が30・2％、父子世帯は48・0％と、いずれも不十分だ。

改正案では婚姻関係にかかわらず、両親には子を養育する責務があると明記。離婚後でも子の利益のために、互いの人格を尊重して協力することも求めた。

養育費については両親の合意がなくても最低限の金額を請求できる「法定養育費」を設けた。他の債権者に優先して支払いを受けられる「先取特権」を付与し実効性を担保するほか、裁判所が相手の収入開示を命令できる制度も整備する。

別居中の親と子の交流については家裁の審判中でも早期の段階で家裁が交流を試行的に促せる制度も新設。離婚前に別居中の親子が交流するための規律も整えた。

また、これまで両親しか申し立てできなかった親子の交流について祖父母らも家裁に直接、申し立てられるようにする。